

周南市過疎地域自立促進計画

(案)

平成22年度～平成27年度

山口県周南市

はじめに

計画策定の背景

過疎対策は、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法(失効期限は平成21年度)に至るまでの40年間にわたり特別措置が講じられてきました。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況が続いていることから、過疎地域指定要件のほか、従前のハード事業への起債に加え、ソフト事業への起債が可能となる財政上の特別措置等の拡充をするとともに、失効期限を平成27年度まで、6年間延長する一部改正法(以下「改正過疎法」という。)が、平成22年4月1日から施行されました。

〔鹿野地域〕

過疎法の変遷

- …周南市役所(本庁) ○…総合支所 ●…支所
- 第1次 昭和45年 過疎地域対策緊急措置法
- 第2次 昭和55年 過疎地域振興特別措置法
- 第3次 平成 2年 過疎地域活性化特別措置法
- 第4次 平成12年 過疎地域自立促進特別措置法
- 第5次 平成22年 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正(改正過疎法)

過疎地域の概況	[過疎市町村]	[全国]	[過疎地域の割合]
関係市町村数(平成22年4月1日)	776	1,727	44.9%
人口(平成17年国勢調査)	1,124万人	12,777万人	8.8%
面積(平成17年国勢調査)	216,477 km ²	377,915 km ²	57.3%

改正過疎法では、過疎地域として公示された市町村における過疎地域自立促進市町村計画策定の義務付けは廃止されましたが、過疎対策事業債の活用等、国の財政支援を受けるためには、計画の策定が必要となっています。

計画策定の趣旨

本市は、改正過疎法第33条第2項の規定により、旧鹿野町の区域が過疎地域とみなされ、指定されています。

周南市過疎地域自立促進計画は、改正過疎法第6条の規定により必要な事項を定めるもので、市における過疎地域自立促進のための対策の指針となるものです。

本市では、この計画に沿って目的達成のための事業を展開していくことになります。

計画策定の考え方

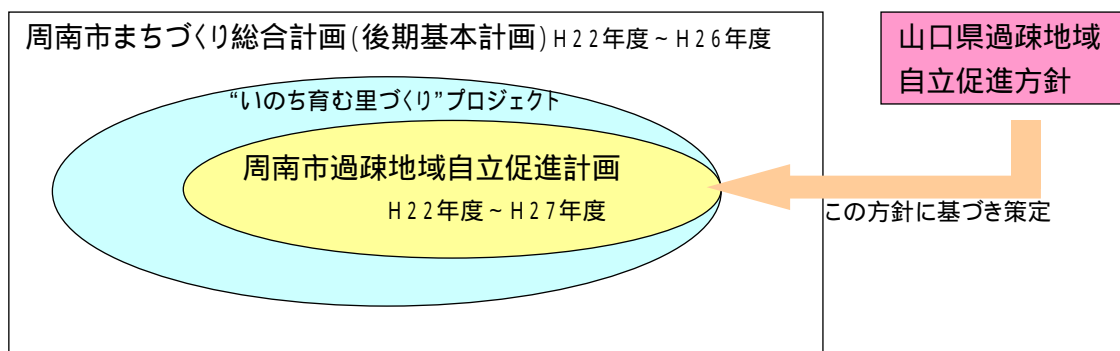
本市では、平成22年度からの新たなまちづくりの展開に向けて、基本的な施策や事業等をまとめた「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」を策定いたしました。

特に、後期基本計画の中では、鹿野地域をはじめとする中山間地域を対象に持続可能な地域の振興を図る“いのち育む里づくり”プロジェクトを定め、計画期間中に優先して取り組むべき施策として「重点推進プロジェクト」の1つに位置付けています。

一方、過疎地域自立促進計画は、法の枠組みに基づいて、平成22年度から平成27年度までの計画期間内において過疎地域の自立促進を図っていこうとするものです。

こうしたことから、「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」の“いのち育む里づくり”プロジェクトに記載している施策・事業を前提として、周南市過疎地域自立促進計画に盛り込むとともに、「山口県過疎地域自立促進方針」との整合を図りながら策定いたしました。

【イメージ図】



今後の取り組み

市では、この計画に記載している施設の整備やソフト事業を推進することにより、地域の抱える課題の解決に向けて、取り組んでまいります。

なお、情勢の変化などに伴い、事業内容の見直しや新たな事業の構築などの検討が生じた場合は、本計画の変更の手続きを行うなど、必要に応じた対応をしていく予定です。

目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
ア	自然的条件	1
イ	歴史的条件	1
ウ	社会的・経済的条件	2
エ	過疎の状況	2
オ	社会的経済的発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と今後の動向	3
イ	産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
ア	行政組織の状況	6
イ	財政の状況	6
ウ	施設整備水準の現況と動向	7
(4)	地域の自立促進の基本方針	9
ア	鹿野地域の自立促進のための基本方針	9
イ	本市の中山間地域の振興策“いのち育む里づくり”の重点的な推進	9
(5)	計画期間	13
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
ア	農業	14
イ	林業	14
ウ	地場産業	14
エ	商工業	14
オ	観光・レクリエーション	15
(2)	その対策	15
ア	農業	15
イ	林業	16
ウ	地場産業	16
エ	商工業	17
オ	観光・レクリエーション	17
(3)	計画	17
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)	現況と問題点	19
ア	道路	19
イ	交通機関	19
ウ	情報化	19
エ	地域間交流	19
(2)	その対策	20
ア	道路	20
イ	交通機関	20
ウ	情報化	20
エ	地域間交流	20

(3) 計画	2 1
4 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	2 2
ア 水道施設	2 2
イ 下水道施設	2 2
ウ 廃棄物処理施設	2 2
エ 消防防災体制の整備	2 2
オ 住宅	2 2
(2) その対策	2 3
ア 水道施設	2 3
イ 下水道施設	2 3
ウ 廃棄物処理施設	2 3
エ 消防防災体制の整備	2 3
オ 住宅	2 3
(3) 計画	2 4
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	2 5
ア 高齢者福祉	2 5
イ 児童福祉	2 5
ウ 障害者福祉	2 5
(2) その対策	2 5
ア 高齢者福祉	2 5
イ 児童福祉	2 6
ウ 障害者福祉	2 6
(3) 計画	2 6
6 医療の確保	
(1) 現況と問題点	2 8
(2) その対策	2 8
(3) 計画	2 8
7 教育の振興	
(1) 現況と問題点	2 9
ア 学校教育	2 9
イ 幼児教育	2 9
ウ 生涯学習	2 9
エ スポーツ	2 9
(2) その対策	3 0
ア 学校教育	3 0
イ 幼児教育	3 0
ウ 生涯学習	3 0
エ スポーツ	3 0
(3) 計画	3 1
8 地域文化の振興	
(1) 現況と問題点	3 1
ア 文化財等の保存と伝承	3 1
イ 文化活動の推進	3 2

(2) その対策	3 2
ア 文化財等の保存と伝承	3 2
イ 文化活動の推進	3 2
(3) 計画	3 2
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 3
ア 持続可能な地域の運営体制づくり	3 3
イ 集落の担い手の確保	3 3
(3) 計画	3 4
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	3 5
(2) その対策	3 5
(3) 計画	3 5
用語の説明（50音順）～文章の中で を付けた用語を掲載～	3 6

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的条件

【周南市】

本市は、山口県の南東部に位置し、市域は東西約3.7km、南北約3.9km、総面積は656.32km²を有しています。

北は島根県吉賀町に、東は岩国市、下松市、光市に、西は山口市、防府市に接しています。南は瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的狭い市街地が続いています。

北側にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地域が散在しています。

また、島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、美しい自然景観を有しています。

【鹿野地域】

本地域は、市の中心部から約2.7kmを隔てた中国山地西端の南側に開けた標高約375mの農山村地域で、市域の総面積656.32km²のうち、181.46km²で市域全体の約30%を占めています。

周囲を山岳に囲まれ、地域の中央部を錦川の源流が清らかに流れています。

また、分水嶺を異にして佐波川が源を発しており、これらの流域に沿って平坦部が点在しています。

気候は、内陸部高地型で、夏は涼しく春から秋にかけては快適な気候条件ですが、冬期は寒気が厳しく積雪が見られます。

イ 歴史的条件

【周南市】

旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町は、従来から市民生活、産業経済活動も極めて結びつきが深く、既存の行政の枠組みを超えて経済等の諸活動は一体的に展開されてきました。

こうした中で、以前から中核的都市をつくるための合併協議が行われ、平成の大合併では、県下で最初に平成15年4月21日に2市2町が合併し、「周南市」が誕生しました。

【鹿野地域】

本地域は、発掘調査された天子遺跡・細野遺跡などの諸器物が示すように数万年前から人々が生活を始め、江戸時代には山代往還の本陣が設けられるなど重要な役割を果たし、交易や地方行政の中心として輝かしい歴史の歩みを続けてきました。

明治22年の市町村制の施行の伴い、大潮村、鹿野上村、鹿野中村、鹿野下村が

合併して鹿野村となり、昭和15年には、鹿野町となりました。

その後、昭和30年に旧須金村の^{みたけ}金峰地区と須万地区の一部、旧串村の巢山地区を編入し、昭和50年に旧新南陽市高瀬地区との境界を一部変更しました。

ウ 社会的・経済的条件

【周南市】

本市は古くから交通の要衝として栄え、JR徳山駅を中心とする市街地は鉄道やバス、フェリー乗り場等の公共交通の利便性から、商業地が形成されてきましたが、近年の郊外型大型商業施設の立地等により、中心市街地の空洞化が現れています。

また、海岸部は国際海上輸送網の拠点として特定重要港湾に指定された徳山下松港を有しており、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型工業の企業が集積する全国有数の石油化学コンビナート群を形成しています。

一方、内陸部は農林業を基幹産業とする中山間地域で、のどかな田園風景と豊かな自然が広がっています。

【鹿野地域】

本地域内には、中国自動車道のインターチェンジが設置され、これに隣接して国道315号が南北に通っています。

また、これらのアクセス道として主要県道5本、一般県道2本が縦横に走るなど、山陽、山陰を結ぶ県東部内陸部の交通の要衝として重要な位置にあります。

これらの道路交通網の整備により、周南広域圏の都市近郊型農山村としての性格をもっています。

エ 過疎の状況

【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和30年の8,949人を最高に、年々減少を続け、現在では3,920人(平成22年3月末住民基本台帳人口)となっています。

また、少子高齢化が進む中で、若年者比率は10.8%で、若者の人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率は38.9%で、高齢者人口に占める割合は大きく、増加傾向にあります。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である農林業の低迷、定住や就業に結びつく産業が少ないこと、また、高齢化の進行による地域社会の機能の低下が大きな原因として考えられます。

昭和45年度に始まった過疎対策では、これまで産業振興を進めるための農業基盤、交通通信体系、観光基盤の整備や下水道など生活基盤の整備を進め、一定の成果を上げてきましたが、今後も引き続き地域の自立促進のため、ハードの整備に加え、その有効的な活用方法を検討するとともに、地域間交流に役立てるなどソフト面での各種施策を推進するほか、広域的な見地から、地域が一体となった取組みを進める必要があります。

オ 社会的経済的発展の方向

【鹿野地域】

本地域では豊かな自然環境や県東部内陸部の交通の要衝地という利点を最大限に活かすことによって、農林業をはじめとする地域産業の振興や観光・レクリエーション等の振興に期待できます。

特に、農林産物、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用することで、新たな事業の展開や活発な創業活動を促進するとともに、産業振興に向けた人材育成や組織づくり、都市との交流施設等による交流活動や販売開拓、ツーリズムなどの交流産業を推進することにより、地域の活性化を目指していきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の動向 次頁〔表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 及び

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)〕を参照

【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和 35 年に 8,214 人であった人口は、昭和 50 年には 5,904 人、昭和 60 年には 5,371 人、平成 2 年には 5,052 人、平成 7 年には 4,907 人と 5 千人を割り、平成 17 年には 4,122 人と減少が続いています。

年齢階層別人口では、年少人口 (0 歳 ~ 14 歳)、若年人口 (15 歳 ~ 29 歳) 及び生産年齢人口 (15 歳 ~ 64 歳) が減少する一方で、高齢人口 (65 歳以上) が増加しています。

特に高齢者比率は、平成 17 年に 38.9% と高齢化が顕著となっており、地域活力の衰退を防ぐための多くの解決すべき課題を抱えています。

イ 産業の推移と動向 5 頁〔表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)〕を参照

【鹿野地域】

本地域の産業就労人口比率の推移をみると、昭和 35 年は第 1 次産業 76.5%、第 2 次産業 6.9%、第 3 次産業 16.6% でしたが、平成 17 年は第 1 次産業が 17.2% と約 4 分の 1 に減少する一方で、第 2 次産業は 27.5%、第 3 次産業は 55.1% に増加し、産業構造は第 1 次産業から第 3 次産業へと大きくシフトしてきています。

また、就業者の実数は、昭和 35 年から平成 17 年までの 45 年間で、第 1 次産業が 3,038 人減少する一方で、第 3 次産業は 367 人の増加となっています。

特に、第 1 次産業就業人口比率は、昭和 35 年 76.5%、昭和 40 年 64.8%、平成 12 年 14.9%、平成 17 年 17.2% となっており、昭和 35 年から平成 17 年までの 45 年間の減少率は 89.8% となっています。

農業の生産性の低さや減反政策、農作物の輸入自由化等の影響を背景に、深刻な後継者不足や離農が進んだことから、就農人口は減少しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分		昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
		実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率
総 数	周南市	133,747	人	5.1	140,546	人	5.1	146,312	人	4.1	158,208	人	8.1	166,318	人	5.1
	鹿野地域	8,214		16.0	6,897		16.0	6,253		9.3	5,904		5.6	5,721		3.1
0歳～14歳	周南市	38,971		10.7	34,801		10.7	34,582		0.6	38,502		11.3	40,021		3.9
	鹿野地域	2,625		25.8	1,947		25.8	1,515		22.2	1,223		19.3	1,040		15.0
15歳～64歳	周南市	85,463		11.6	95,373		11.6	99,964		4.8	105,888		5.9	110,157		4.0
	鹿野地域	4,854		14.3	4,158		14.3	3,936		5.3	3,850		2.2	3,774		2.0
うち15歳～29歳(a)	周南市	34,424		9.8	37,803		9.8	37,633		0.4	36,998		1.7	32,978		10.9
	鹿野地域	1,731		32.6	1,166		32.6	1,087		6.8	1,107		1.8	1,029		7.0
65歳以上(b)	周南市	9,313		11.4	10,372		11.4	11,766		13.4	13,709		16.5	16,000		16.7
	鹿野地域	735		7.8	792		7.8	802		1.3	831		3.6	907		9.1
(a)/総数 若年者比率	周南市	25.7	%	-	26.9	%	-	25.7	%	-	23.4	%	-	19.8	%	-
	鹿野地域	21.1	%	-	16.9	%	-	17.4	%	-	18.8	%	-	18.0	%	-
(b)/総数 高齢者比率	周南市	7.0	%	-	7.4	%	-	8.0	%	-	8.7	%	-	9.6	%	-
	鹿野地域	8.9	%	-	11.5	%	-	12.8	%	-	14.1	%	-	15.9	%	-

区 分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	周南市	167,302	0.6	164,594	1.6	161,562	1.8	157,383	2.6	152,387	3.2
	鹿野地域	5,371	6.1	5,052	5.9	4,907	2.9	4,520	7.9	4,122	8.8
0歳～14歳	周南市	37,532	6.2	30,682	18.3	25,591	16.6	22,624	11.6	20,874	7.7
	鹿野地域	938	9.8	789	15.9	648	17.9	522	19.4	390	25.3
15歳～64歳	周南市	111,273	1.0	111,307	0.0	109,141	1.9	103,695	5.0	96,608	6.8
	鹿野地域	3,498	7.3	3,151	9.9	2,940	6.7	2,493	15.2	2,129	14.6
うち15歳～29歳(a)	周南市	30,507	7.5	31,155	2.1	31,105	0.2	28,157	9.5	22,040	21.7
	鹿野地域	839	18.5	702	16.3	674	4.0	555	17.7	447	19.5
65歳以上(b)	周南市	18,497	15.6	22,232	20.2	26,651	19.9	30,878	15.9	34,886	13.0
	鹿野地域	935	3.1	1,112	18.9	1,319	18.6	1,505	14.1	1,603	6.5
(a)/総数 若年者比率	周南市	18.2	-	18.9	-	19.3	-	17.9	-	14.5	-
	鹿野地域	15.6	-	13.9	-	13.7	-	12.3	-	10.8	-
(b)/総数 高齢者比率	周南市	11.1	-	13.5	-	16.5	-	19.6	-	22.9	-
	鹿野地域	17.4	-	22.0	-	26.9	-	33.3	-	38.9	-

(注) 総数には年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分		平成12年3月31日		平成17年3月31日		平成22年3月31日			
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	増減率	増減率
総 数	周南市	159,059	-	155,119	-	151,866	-	2.1	2.1
	鹿野地域	4,734	-	4,356	-	3,920	-	10.0	10.0
男	周南市	76,644	48.2	74,676	48.1	73,276	48.3	1.9	1.9
	鹿野地域	2,229	47.1	2,059	47.3	1,837	46.9	10.8	10.8
女	周南市	82,415	51.8	80,443	51.9	78,590	51.7	2.3	2.3
	鹿野地域	2,505	52.9	2,297	52.7	2,083	53.1	9.3	9.3

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分		昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
		実数	増減率	人	実数	増減率	人	実数	増減率	人	実数	増減率	人	実数	増減率	人
総 数	周南市	63,879		人	69,521	8.8	人	76,335	9.8	人	77,747	1.8	人	79,495	2.2	人
	鹿野地域	4,421		人	3,651	17.4	人	3,646	0.1	人	3,497	4.1	人	3,346	4.3	人
第1次産業 就業人口比率	周南市	22,619	35.4%	人	16,990	24.9	人	13,096	22.9	人	9,208	29.7	人	6,867	25.4	人
	鹿野地域	3,382	76.5%	人	2,367	30.0	人	1,884	20.4	人	1,417	24.8	人	835	41.1	人
第2次産業 就業人口比率	周南市	17,789	27.8%	人	22,810	28.2	人	27,228	19.4	人	28,836	5.9	人	28,925	0.3	人
	鹿野地域	304	6.9%	人	425	39.8	人	776	82.6	人	983	26.7	人	1,303	32.6	人
第3次産業 就業人口比率	周南市	23,460	36.7%	人	29,683	26.5	人	35,702	20.3	人	39,470	10.6	人	43,626	10.5	人
	鹿野地域	735	16.6%	人	857	16.6	人	986	15.1	人	1,093	10.9	人	1,205	10.2	人

区 分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	周南市	78,979	0.6	79,867	1.1	82,508	3.3	77,287	6.3	73,733	4.6
	鹿野地域	3,060	8.5	2,762	9.7	2,720	1.5	2,246	17.4	1,999	11.0
第1次産業 就業人口比率	周南市	6,591	8.3%	5,262	6.6%	4,925	6.0%	3,580	4.6%	3,522	4.8%
	鹿野地域	783	25.6%	545	19.7%	478	17.6%	335	14.9%	344	17.2%
第2次産業 就業人口比率	周南市	26,953	34.1%	27,697	34.7%	28,033	34.0%	25,544	33.1%	22,649	30.7%
	鹿野地域	1,040	34.0%	993	36.0%	972	35.7%	728	32.4%	549	27.5%
第3次産業 就業人口比率	周南市	45,287	57.3%	46,577	58.3%	49,065	59.5%	47,562	61.5%	46,280	62.8%
	鹿野地域	1,236	40.4%	1,220	44.2%	1,270	46.7%	1,182	52.6%	1,102	55.1%

(注) 総数には分類不能を含む。

(3) 行財政の状況

ア 行政組織の状況

本市の合併時（平成15年4月21日）の行政組織は、旧徳山市役所に本庁を、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町に、それぞれ総合支所を設置し、20部115課・室、職員数1,720人の組織体制でスタートしました。

平成22年4月1日現在の状況は、21部78課・室、1,441人となっており、今後も、職員の適性配置や事務事業の見直しなど、スリムで効率的な組織となるよう努めていきます。

イ 財政の状況 8頁〔表1-2(1)市町村財政の状況(地方財政状況調)〕を参照

【鹿野地域】

旧鹿野町の平成14年度の決算状況(普通会計)を見ると、歳入合計4,312,435千円、歳出合計4,133,500千円、実質収支額119,814千円となっています。

歳入面では、町税が340,030千円(構成比7.9%)と極めて乏しく、地方交付税、地方債などに依存する割合が高く、財政力指数は0.194(平成12年度～平成14年度平均)となっています。

一方、歳出面では、義務的経費は1,433,956千円(構成比34.7%)このうち人件費は818,051千円(構成比19.8%)を占め、経常収支比率は97.7%となっています。

【周南市の今後の財政運営】

本市では、国の三位一体改革により地方交付税が削減され、また、平成19年度には約293億95百万円あった市税収入は、世界的な経済不況の影響から減少するなど、財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっています。

平成22年3月には、市民が待望している「周南再生に向けた施策」を盛り込んだ「周南市まちづくり総合計画(後期基本計画)」を策定し、この計画に掲げた施策事業の着実な進捗が大きな課題となっています。

このため、現在の本市財政の健全性を維持しながら、総合計画に掲げる事業の着実な進捗のために必要な財源の確保と、既存事務事業の見直し等を行うことを目的に、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「周南市健全財政推進計画」を策定し、「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本に、事業の「選択と集中」や経常経費の徹底的な削減を行うなど、足腰の強い行財政基盤の確立に取り組むこととしています。

【鹿野地域】

(ア) 生活道路

本地域の市道や農道、林道などの生活道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であり、これまで過疎対策の主要事業と位置付けて整備を進めてきました。

平成20年度末現在の市道の総延長は125,975.10m、改良率が56.52%で、本市全体の63.9%と比較して低くなっています。

また、林道は延長87,723m、1ha当たり20.1mとなっていますが、本地域のもつ豊富な森林資源の有効活用や適正な管理を行うためにも、林道整備等の需要は高くなっています。

(イ) 水道・下水道

本地域では、昭和31年から簡易水道の計画的な整備を進め、良質な飲料水の提供を行っており、平成20年度末の普及率は95.2%に達しています。

しかしながら、配水管や浄水施設の老朽化が進んでいることから、安心安全の確保等を図るために、計画的な更新や改修が望まれています。

また、特定環境保全公共下水道事業を計画的に進めており、本地域の水洗化率は75.1%となっていますが、市域全体の91.4%と比べ低く、引き続き、計画的な整備が期待されています。

(ウ) 病院・診療所

本地域には、「コアプラザかの」に移設整備した鹿野診療所1箇所と民間の病院1箇所があります。

高齢社会を迎え、安心して暮せる環境を形成するためには、地域医療の充実が不可欠であり、地域の実情にあった診療体制の再構築が課題となっています。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況 (地方財政状況調)

(単位:千円)

区 分	平成 1 2 年度 (旧鹿野町)	平成 1 4 年度 (旧鹿野町)	平成 2 0 年度 (周南市)
歳入総額 A	3,954,530	4,312,435	58,789,547
一般財源	2,469,040	2,191,086	36,290,635
国庫支出金	189,109	45,724	5,040,478
都道府県支出金	445,639	344,141	3,401,041
地方債	289,800	508,300	4,703,460
うち過疎債	177,900	189,800	292,200
その他	560,942	1,223,184	9,353,933
歳出総額 B	3,763,788	4,133,500	56,726,206
義務的経費	1,482,444	1,433,956	26,617,410
投資的経費	1,112,427	1,110,840	6,704,279
うち普通建設事業	857,049	1,087,573	6,601,804
その他	1,168,917	1,588,704	23,404,517
過疎対策事業費	584,306	567,235	767,949
歳入歳出差引額 C (A - B)	190,742	178,935	2,063,341
翌年度へ繰越すべき財源 D	15,391	59,121	505,762
実質収支 C - D	175,351	119,814	1,557,579
財政力指数	0.187	0.194	0.920
公債費負担比率	20.3%	14.9%	14.9%
実質公債費比率	-	-	12.4%
起債制限比率	10.7%	10.3%	9.1%
経常収支比率	85.9%	97.7%	95.2%
将来負担比率	-	-	113.0%
地方債現在高	3,327,172	3,295,854	58,822,233

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (公共施設状況調)

区 分		昭和 4 5 年度末	昭和 5 5 年度末	平成 2 年度末	平成 1 2 年度末	平成 2 0 年度末
市町村道 改良率 (%)	周南市	24.9	42.8	56.6	61.4	63.9
	鹿野地域	7.1	12.1	41.1	51.6	56.5
市町村道 舗装率 (%)	周南市	29.8	76.5	93.4	94.7	95.2
	鹿野地域	0.8	80.8	96.0	95.9	96.7
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	周南市	60.6	76.6	53.9	63.3	58.4
	鹿野地域	31.2	43.5	46.7	49.8	52.6
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	周南市	7.6	8.2	9.9	9.7	9.9
	鹿野地域	8.5	11.2	15.6	18.9	20.1
水道普及率 (%)	周南市	72.0	83.3	86.4	87.7	97.5
	鹿野地域	41.7	57.7	71.1	74.7	95.2
水洗化率 (%)	周南市	0.0	0.0	50.9	75.5	91.4
	鹿野地域	0.0	0.0	13.9	38.5	75.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	周南市	12.4	14.9	20.3	18.8	17.8
	鹿野地域	2.9	3.2	23.4	27.8	27.4

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 鹿野地域の自立促進のための基本方針

本地域は、市域全体の約30%を占め、地域住民のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、「農林産物の供給」をはじめ、農地、森林、河川等の適正な管理による「水源のかん養」や「二酸化炭素の吸収」、「森林バイオマス」など再生可能なエネルギーの供給など、都市部を含めた市民生活を支える多面的で重要な役割を果たしています。

また、美しい自然や地域固有の伝統文化、歴史など豊かな地域資源が今日まで受け継がれており、市民に安らぎと多様なライフスタイルの実現の場を提供しています。

人口減少・高齢化の進行、合併の影響や地方分権改革など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な地域運営主体の自主的な取り組みを通じて、地域が抱えている様々な課題を解決できるような仕組みをつくり、本地域の有する豊かな地域資源を最大限に活用して地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指して、地域の実情に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、地域の自立を促進することを基本方針とします。

イ 本市の中山間地域の振興策“いのち育む里づくり”の重点的な推進

本市では、市民のいのちを守り、育む、かけがえのない財産である、鹿野地域を始めとする中山間地域を、“いのち育む里”と名付け、「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」の重点推進プロジェクトの1つとして、“いのち育む里づくり”プロジェクト事業に取り組むこととしています。

したがって、鹿野地域の自立促進は、このプロジェクト事業に取り組むことが基本となります。

“いのち育む里”の自立を促進するため、次の5点を重点事項とし、施策を展開していきます。

持続可能な地域の運営体制づくり
安心して誇りをもって暮らせる地域づくり
地域資源を生かした好循環づくり
生活・産業基盤の整備
“いのち育む里づくり”に向けた役割分担

(ア) 持続可能な地域の運営体制づくり

小規模化・高齢化が進む集落を、一定の規模や機能を有し、住民の意識共有が図れる旧小学校区などの枠組みの中で、相互に絆を深めながら地域を支え合える体制づくりを進めるとともに、地区コミュニティ組織等の再生・強化を図ります。

地域の現状を見つめ直す話し合い活動を通じて、地域のあるべき将来像を描き出し、その実現に向けた行動計画「地域の夢プラン」づくりを促進します。

「地域の夢プラン」づくりを進めるにあたって、地域住民だけでは困難な場合もあることから、その話し合い活動等を手助けする人材を派遣するなど地域の実情に応じて、きめ細かく支援します。

「地域の夢プラン」の実現を目指して頑張る地域を山口県や関係機関等との連携により支援するとともに、その資金面でも、先進的で持続可能な取り組みに対しては、新たな支援制度を創設するなど、地域の夢の実現を支援します。

(イ) 安心して誇りをもって暮らせる地域づくり

生活品の販売店舗など身近な暮らしを支える機能を、地域や郵便局、農協等の関係団体との連携により維持・確保を図ります。

地域やNPO等が主体となって暮らしを守るサービスを提供するコミュニティ・ビジネスを促進します。

一人暮らしの高齢者の安心な暮らしを守るため、地区社協や交番、民生委員などとの連携により地域の中で見守り助け合える体制を強化します。

路線バスを運営する公共交通事業者に対する支援や、通勤・通学・通院等で移動手段を持たない高齢者等の暮らしを守る新たな生活交通システムとして導入している乗り合いタクシーの運行を引き続き行い、地域の生活交通の確保を図ります。

中山間地域等直接支払制度 や、農地・水・環境保全向上対策事業 等を活用して、複数集落の連携により農村環境の保全を図ります。

鳥獣被害の縮減に向けた効果的な対策を地域や専門機関等との連携により研究を進めます。

農山村の景観保全に向けた企業の社会貢献活動や都市住民との地域レベルでの交流を推進するなど、多様な主体の連携による農山村の景観保全を推進します。カーボンオフセット の仕組みを活用した新たな森林づくりについて、調査・研究を進めます。

地域の歴史や伝統文化を生涯学習や学校教育の場だけでなく、観光資源として広く活用を図りながら次代に継承します。

継承が困難になっている地域の歴史や伝統文化を、地域や保存会等との連携により記録に残すなど、その保存を図ります。

(ウ) 地域資源を生かした好循環づくり

自然や歴史、農林水産業、暮らしなど地域にあるものを生かした観光メニューづくりや、地域ぐるみでの受入体制の整備など、体験や滞在できる観光地づくりを進めます。

小学生が農山漁村で行う一週間程度の宿泊体験活動を地域ぐるみで受け入れるなど、長期滞在型の体験交流に挑戦する地域を支援します。

農業体験をはじめとした体験交流活動を支援するとともに、持続的な活動が期

待される地域に対しては廃校等を活用した交流拠点づくりを支援します。
地域の名人が持つ技や知恵、農林水産物を生かして地域独自の新たな特産品づくりを推進します。

ツーリズムとの連携により地域産品の需要を高めるとともに、特産品推奨制度や整備予定の道の駅等を活用し、地域産品の付加価値づくりや、販路の拡大、情報発信の強化を図ります。

地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により進めます。

移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う「コンシェルジュ」の設置を地域や民間との連携により進めます。

再生可能エネルギーとなる森林バイオマス資源の利活用について、新たな産業の創出を視野に入れ、需要者となる民間事業者や関係機関との連携を図りながら研究を進めます。

(I) 生活・産業基盤の整備

計画的、効率的に生活環境の整備を進めるとともに、広域的な道路整備などについては国・県へ働きかけます。

携帯電話の不感地域の解消に向けて、通信事業者に対して働きかけるとともに、効率的・効果的な整備方法について研究を進めます。

良好な農業環境づくりを図るため、農業用施設整備を計画的に進めます。

林業経営の合理化を図るため、林道網を計画的に整備するとともに、木材の搬出等に活用する作業道の整備を支援します。

(オ) “いのち育む里づくり” に向けた役割分担

市の役割

- ・“いのち育む里づくり” の意義について市民の理解を深めます。
- ・全庁的な体制の下、総合的・戦略的に施策を展開します。
- ・住民に最も身近な行政として地域の現状に目配りを強めるとともに、きめ細かく地域の取り組みを支援します。
- ・地域づくりの担い手やリーダーの育成に努めます。

地域住民・地域団体の役割

- ・住民だれもが地域づくりの主役であることを認識し、積極的に地域の活動に参加します。
- ・地域の現状を見つめ直し、地域のあるべき将来像について話し合う活動を行います。
- ・住民相互、団体相互の横の繋がりを強め、自らの地域は自らの知恵と力で守ります。

都市住民、企業、高等教育機関等の役割

- ・“いのち育む里” が持つ価値や恵みの重要性について理解を深めます。

- ・生産された農林水産物の理解ある消費者となります。
- ・社会貢献活動や地域貢献活動に努めます。

ウ 鹿野地域で重点的に取り組む事項別の基本方針

本地域で重点的に取り組む対策は、次の事項を基本に、展開するものとします。

(ア) 産業の振興

農業では、高齢化や過疎化による耕作放棄地の増加、新たな担い手の育成、農業経営体の強化、集落営農組織・農業法人の支援、グリーンツーリズムなどの都市住民と農村との交流、農村環境保全への取り組み、既存の農産物の生産・販路の拡大、新たな特産品の開発など、地域課題の解消に努めます。

林業では、林業従事者の高齢化や不在森林所有者の増加による森林の荒廃、林業経営の合理化等への支援、森林の適正管理や森林資源の有効活用など、地域課題の解消に努めます。

商工業では、商工会と連携し、中小企業の育性や経営の近代化・合理化を促進します。

地場産業では、地域資源を活用した産業の育成や、農林業との連携による地場産品のブランドづくりなど、新たな産業の創出を図ります。

観光・レクリエーションでは、豊かな地域資源の掘り起こしや多様なツーリズムの展開、観光資源の魅力の情報発信と観光メニューづくりなど、「住んでよし、訪れてよしのまち」の実現を目指します。

(イ) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路では、安心・安全な道路環境の維持に努めます。

交通機関では、生活バス路線の維持や予約型乗合タクシーの運行を継続します。

情報化では、地域全域に整備したCATV網によるブロードバンドの活用の検討や携帯電話の不感地域の解消に努めます。

地域間交流では、地域の恵まれた自然環境や地域の歴史文化等を活用し、農山村と都市との交流の促進や、観光分野とも連携する中での様々なツーリズムを総合的に推進します。

(ウ) 生活環境の整備

水道では、老朽化が進む施設の計画的な更新を行います。

下水道では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置助成を行い、地域の生活環境や水環境の保全に努めます。

廃棄物処理では、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量化と再資源化を推進します。

消防防災体制では、消防機械器具の計画的な整備や消防団員の確保、地域防災体制の充実に努めます。

住宅では、空き家情報バンク制度の活用等により、空き家住宅の有効活用に

努めます。

(I) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者福祉では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと安心して暮していくことができるよう、介護予防対策や支援体制の整備を進めます。児童福祉では、子どもと子育てにやさしい地域を目指し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。また、地域の実情に合った保育サービスの充実を図ります。

障害者福祉では、障害者が安心して地域で自立した生活が営めるよう、サービスの充実や支援体制の整備を進めます。

(オ) 医療の確保

医療では、鹿野診療所と地域の民間病院との機能分化と連携を深め、疾病の予防から、診断、治療、リハビリテーションまでの一貫した総合サービスの供給体制づくりを推進します。

(カ) 教育の振興

学校教育では、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本に、「確かな学力」、「生きる力」を育成していきます。

幼児教育では、地域の実情にあった幼児教育の提供を推進します。

生涯学習では、地域住民の自主的、継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくり生かすための生涯学習環境の充実に取り組みます。

スポーツでは、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現を図ります。

(キ) 地域文化の振興

地域文化の振興では、住民主体の文化・芸術活動の振興や地域の特色ある歴史や文化の伝承を図り、文化の香るまちづくりを進めます。

(ク) 集落の整備

集落の整備では、鹿野地域を持続可能なかたちで次代に繋げていけるよう、あらゆる主体の知恵と力を結集して、重点的にかつ総合的に身近な暮らしに視点を置いた“いのち育む里づくり”を進めていきます。

(ケ) その他

太陽光など自然エネルギーを利用する施設の計画的な推進に努めます。

(5) 計画期間

計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6箇年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、高齢化や過疎化による耕作放棄地の増加が大きな課題となっています。

新たな担い手の育成や農業経営体の支援などソフト面への取り組みと、農業生産基盤となる施設の整備を推進して、効率的な農業形態への転換を図っていくハード面への取り組みの両面からの見直しが必要とされています。

農業や農村の持つ役割は、農産物の生産基盤だけでなく、水源のかん養や土砂災害の防止等の公益的機能を有していることから、都市住民の農業・農村地域に対する理解を深めていく取り組みが必要です。

食の安心・安全志向により地産地消へのニーズが高まっており、既存の農産物の生産や販路の拡大、新たな特産品の開発が求められています。

イ 林業

輸入外材への依存等により国産木材の需要が低迷・減少傾向にある中、木材価格の低下により、林業従事者の経営意欲が減退しています。

林業従事者の高齢化や担い手不足、不在森林所有者の増加により、森林の荒廃が進んでいます。

木材生産コストの低減に向け、林道整備等の生産基盤整備事業を引続き推進していく必要があります。

水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林のもつ公益的機能の増進を図るため、森林施業の重要性が増しています。

ウ 地場産業

地域資源を活用した産業の育成や、農林業との連携による地場製品のブランドづくりなど、新たな産業の創出が望まれます。

消費者の多様なニーズへの対応や、観光開発との相乗効果に留意し、魅力ある特産品の開発・販売等に努める必要があります。

エ 商工業

本地域の商業は、経営規模の小さな個人経営が大半を占め、食料品を扱う小売業が中心となっており、消費者は都市部の大型店や量販店へ流出しています。後継者不足等の解消を図るため、商工会が主体となり、商工業者の育成に向けた取り組みが求められています。

オ 観光・レクリエーション

豊かな自然に恵まれた本地域には、市内外から年間約7万人の観光客が訪れています。近年、自然環境への関心の高まりや余暇の増大、ライフスタイルの変化等に伴い、「見る観光」から「参加・体験型の観光」へ、また「団体旅行」から「個人・グループ旅行」へと観光客のニーズは多様化しています。

既存のイベントについても、市民参加による体験型の内容に変化してきており、市民にとっても生き生きと活躍できる観光イベントによる地域づくりを進めることが重要となっています。

周辺地域と連携した観光ルートづくり、体験型観光メニューの開発による都市と農村の交流事業を進める必要があります。

(2) その対策

ア 農業

(ア) 農業経営基盤の強化

経営体の強化を図るため、農業経営意欲の高い農業者や集落営農組織等の生産組織に対し、認定農業者制度の活用や法人化を促進します。

新規就農希望者や自立できる農業後継者を育成するため、農業経営に必要な実践的研修等を行う取組みに対し、研修農家や指導農家を支援します。

(イ) 農業生産基盤の整備

ほ場や農業用施設の整備を計画的に進め、効率的・安定的な生産基盤を構築します。

優良農地を確保するため、農用地利用計画を策定し、効率的かつ持続的な耕作放棄地対策を推進します。

中山間地域等直接支払交付金制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用し、集落全体での農村環境保全への取組みを支援します。

生産の安定化や農家の生産意欲の向上を図るため、有害鳥獣の被害防止対策を推進します。

(ウ) 生産・需要・供給体制づくり

土づくりの技術の向上や化学肥料、化学合成農薬の低減に取り組む「エコファーマー」を支援し、安心して安全な農産物の生産を促進します。

学校給食や直売所、整備予定の道の駅との連携を図り、年間を通じて地元農産物を供給できる体制を構築します。

ツーリズムとの連携により地域産品の需要を高めるとともに、地域内の直売所や加工所、整備予定の道の駅等を活用し、新商品の開発や付加価値づくり、販路の拡大、情報発信の強化を図ります。

地域の名人が持つ技や知恵、農林産物を生かして、地域独自の新たな特産品づくりを推進します。

イ 林業

(ア) 林業経営基盤の強化

小規模森林所有者や不在森林所有者については、森林組合等との長期施業受託による経営の集約化を推進します。

森林整備地域活動事業を活用して、森林所有者等が行う森林の現状把握や林内路網の整備等の日常的な活動を支援します。

(イ) 林業生産基盤の整備

生産コストの低減や施業の効率化を図るため、林道網の計画的な整備を進めます。

経営の合理化を図るため、木材搬出等で活用する作業道等の整備を支援します。

(ウ) 森林資源の有効活用

林内に切り捨てられた間伐材などの未利用資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。

森林バイオマスエネルギーの活用について、需要者となる民間事業者や関係機関との連携を図りながら研究を進めます。

カーボンオフセットの仕組みを活用した森林の整備や管理について、調査・研究を進めます。

長野山生活環境保全林などの森林公園の適正な維持管理を行い、市民と森林のふれあいの場を提供します。

森林の多面的・公益的機能の維持・向上を図るため、計画的に公有林の保育施業を行うとともに、民有林についても整備を促進します。

ウ 地場産業

(ア) 地域密着型ビジネスの促進

地域に新たな雇用や経済の循環を創出するため、地域の抱える課題をビジネスとして解決する仕組みや地域の資源を活用した小さなビジネスを促進します。

地域全体の所得の向上を図るため、地域の農林産物や加工所、直売所、観光資源等のネットワークを強化するとともに、生産者や地域団体と関係団体、企業等の連携により生産・流通・販売を行う6次産業化を促進します。

(イ) 地域資源を活用した特産品・ブランドづくり

地域の名人が持つ技や知恵、農林水産物を生かして地域独自の新たな特産品づくりを推進します。

ツーリズムとの連携により地域産品の需要を高めるとともに、特産品推奨制度や整備予定の道の駅等を活用し、地域産品の付加価値づくりや、販路の拡大、情報発信の強化を図ります。

農林業との連携を図りながら、地場産業の多様なブランドづくりを支援・育成します。

関係団体と連携して、地域の食の資源を積極的にPRし、食のブランド化を図ります。

エ 商工業

商店街や各種団体が行う、商店街やまちの賑わいにつながる取組みを支援します。

商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援します。

市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。

オ 観光・レクリエーション

(ア) 官民協働による観光の推進

地域や関係団体等の主体的な観光活動を積極的に支援するとともに、活動の機会をより広く、より身近に提供することにより観光への取組み意識を高めます。交通、宿泊、土産物などの各業界と連携し、消費者の視点に立ち、訪れる人をおもてなしする体制づくりを進めます。

市内外で開催される各種イベント等を活用した特産品推奨品等のPR活動を促進します。

(イ) 観光資源のネットワークづくり

ホームページやパンフレット等を活用し、観光情報を幅広くPRするとともに、案内標示板等を整備するなど、観光資源の魅力を発信します。

既存の観光施設や自然や歴史、農林水産業、暮らしなど地域にあるものを生かした観光メニューづくりや、地域ぐるみでの受入体制の整備など、体験や滞在できる観光地づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興				
	(1) 基盤整備			
	農業	ほ場整備事業 大潮地区	山口県	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	あぐりハウス整備事業	周南市	
	(8) 観光又はレクリエーション			
		せせらぎ・豊鹿里パーク整備事業	周南市	
		天神山公園整備事業	周南市	

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興				
(9) 過疎地域自立促進特別事業				
	農業経営体活性化事業	農業を営む人やこれから農業を始めたい人に、関係機関と連携し、農業相談業務や研修助成を行い、効率的で安定した農業経営を目指す担い手を育成	周南市	
	地域資源活用事業	地域の農産物を利用した特産品の企画・開発、販路の開拓、情報発信等による特産品づくり等の推進	周南市	
	観光イベント事業	鹿野冬の花火大会やかのふるさとまつりの助成	補助 団体	
(10) その他				
	中山間地域等直接支払交付金事業	農地を地域ぐるみで守り、農業生産活動を続けるための協定を締結した集落等を支援	周南市	
	農地・水・環境保全向上対策事業	農業者と地域住民が共同で、農地や環境保全を行う活動や、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する営農活動を支援	周南市	
	鳥獣被害防止対策事業	有害鳥獣からの農作物被害防止や有害鳥獣の捕獲をするため、イノシン用防護柵等の設置助成や捕獲許可、狩猟者の育成助成等を行い、被害防止や生活環境の悪化を防止	周南市	
	森林整備地域活動支援交付金事業	森林の巡視、林内作業道の整備、保育・間伐等の恒常的な地域活動を支援し、森林の整備・保全を推進	周南市	
	公有林保育事業	公有林の造成や森林の公益的機能の増大を図るため、市有林の下刈・除伐・間伐等の保育施業を行うとともに、資源の有効活用や木材の売却収入の確保のため、搬出間伐を実施	補助 団体	
	一般造林等補助事業	民有林の森林生産活動を活性化や公益的機能の確保するため、作業道の整備や山林の保育施業等を支援	補助 団体	
	美しい森林再生事業	荒廃の進む個人所有林を団地化することによりコストダウンを図りながら森林整備を実施	周南市	
	商工団体育成事業	鹿野町商工会地域振興推進事業への助成	補助 団体	
	中小企業経営指導事業	鹿野町商工会指導相談事業への助成	補助 団体	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

本地域を北東から南西に貫く国道315号と、このアクセス道として主要県道5路線、一般県道2路線が地域内を縦横に通っています。これらはいずれも産業、文化の交流等、不離密接な関係にある市道を結ぶアクセス道であり、通勤、通学等各方面で重要な役割を果たしています。

地域に密着した市道は、より利便性の向上を図るとともに、通行の安全性や快適性を確保する上から、狭小箇所の拡幅、舗装の改良等の整備が必要となっています。

農道は、農作業の効率化、農産物流の合理化等を通じた農業生産の近代化と生産性の向上を図るとともに、地域の活性化、地域間の交流促進に大きな役割を担っています。

林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理の推進のために必要な施設であるとともに、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしています。

イ 交通機関

日常生活に密着した交通機関として、平成19年度から予約型乗合タクシーの運行を開始し、新たな交通手段としての役割を果たしています。

路線バスの乗客数は減少傾向にありますが、住民生活に欠かせないことから生活交通の維持・確保を図ることが課題となっています。

ウ 情報化

CATV事業者によるエリア拡張を支援し、本地域全域にCATV網が整備され、ブロードバンド環境が整っています。

本地域の一部には、携帯電話の不感地域が存在しています。

エ 地域間交流

本地域が自立し、広域生活圏にあって地域独自の役割を果たしていくためには、地域の特性を生かした機能分担を図るとともに、それぞれの機能を相互に活用できるよう、都市地域を含めた広域的な連携を深め、全体としての機能を高めることが重要となります。

近年、都市住民を中心に、ゆとりある生活、自然環境への関心が高まっており、本地域の優れた資源を活かした交流の推進が求められています。

都市部等との人、文化、情報等による地域間交流を図るためには、地域の既存施設の活用と交流事業の受入体制の整備をする必要があります。

(2) その対策

ア 道路

(ア) 生活道路の整備

円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、市内の各拠点地区を結ぶ国道や県道などの整備を要請します。

市民に密着した生活道路の安心・安全・快適な道路の環境整備に努めます。

(イ) 生活道路の維持管理

安心・安全な道路環境を維持するため、道路の定期的な点検や緊急的な維持補修に努めるとともに、計画的で効率的な維持管理に努めます。

イ 交通機関

利用者のニーズに則したシステムの効率化を図り、交通弱者に対する生活交通を確保するため、予約型乗合タクシーの運行を継続していきます。

民間の不採算バス路線については、助成を継続し、生活バス路線の維持確保に努めます。

ウ 情報化

本地域全域に整備したCATV網によるブロードバンドの活用の検討を行います。

携帯電話については、安心安全の観点など、その必要性が高まっていることから、不感地域の解消に努めます。

エ 地域間交流

農山村と都市との交流を促進し、地域の活性化を図るため、グリーン、エコなどの各種ツーリズムを観光分野とも連携し、総合的・戦略的に推進します。

交流に取り組む意義や重要性について、地域住民の理解を深めるとともに、意欲のある地域や団体を支援するなど、交流に対する機運の醸成を図ります。

小学生などが農山村で行う、一週間程度の宿泊体験活動を地域ぐるみで受け入れるなど、長期滞在型の体験交流に挑戦する地域や団体を支援します。

訪れる人との交流や地域に対する理解を深める四季折々のイベントの開催を支援します。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				
(1) 市町村道				
道路				
	鹿野片山線（改良・舗装）		周南市	
	西谷線（改良・舗装）		周南市	
	鹿野桑原線（改良・舗装）		周南市	
	大潮小河内線（改良・舗装）		周南市	
	桶山縦線（改良・舗装）		周南市	
(3) 林 道				
	高岳線（開設）		山口県	
(10) 過疎地域自立促進特別事業				
	生活交通活性化事業 日常生活の交通手段である乗合タクシーふれあい号の運行を補助		周南市	
	地方バス路線維持対策費補助事業 バス路線の維持確保を図るため、不採算の公共バス路線を運行する交通事業者に対する助成		周南市	
	都市農村交流促進事業 わんぱくフェスタや石船温泉桜まつりの開催等、都市と農村の交流を促進する事業への助成		補助 団体	
(11) その他				
	市道維持管理事業		周南市	
	除雪対策事業		周南市	
	単市林道維持管理事業		周南市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本地域には、鹿野簡易水道と鹿野渋川地区簡易水道の2つの簡易水道を設置しています。施設整備後38年以上を経過した管路もあり、老朽化が進んでいます。

浄水施設や管路の老朽化に対しては、計画的に機能強化を図り、安定した給水を確保する必要があります。

イ 下水道施設

地域住民の健康で安全・快適な生活を確保するため、汚水処理による生活環境の改善を目的として、特定環境保全公共下水道施設を計画的に整備していく必要があります。

下水道整備計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本地域には、一般廃棄物最終処分場とストックヤードの施設があります。

平成16年度に稼動した不燃物最終処分場の設備については、アセットマネジメントの観点から、更新等を検討する必要があります。

エ 消防防災体制の整備

本地域の消防体制は、北消防署と消防団の3つの分団で組織しています。

消防団では、団員の確保が課題となるとともに、地域の実情に応じた組織再編の検討や、機材・装備の充実を、計画的に進める必要があります。

本地域には、住民への災害時や緊急時の情報伝達の手段として、防災行政無線を設置していますが、デジタル対応方式への更新が必要となっています。

オ 住宅

本地域の公営住宅は、5団地に91戸を設置しており、入居の状況は81%となっています。また、民間借家の少ない本地域では、中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅を10戸設置しています。

築後30年以上経過し、老朽化が著しい公営住宅もあり、今後、住宅需要を考慮した既存住宅の建て替えを検討する必要があります。

過疎化の影響から、地域内に、個人所有の空き家が増加していることから、空き家に関する情報を登録し、利用を希望する人に情報提供を行う、空き家情報バンク制度など、空き家住宅の有効活用を図る必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

老朽化が進み漏水の可能性がある配水管の計画的な布設替を行うとともに、水の安定供給が行えるよう浄水施設の更新、整備を行います。

イ 下水道施設

錦川の源流をもつ本地域では、河川水質保全と生活環境の整備を図るため、特定環境公共下水道を計画的に整備していきます。

下水道整備計画区域外において、平成22年度から平成26年度までの5年間で、市内業者が高度処理型の浄化槽設置を行う場合、工事費の90%の額を補助する制度を新設しており、早期の水洗化を促進します。

ウ 廃棄物処理施設

ごみの分別を徹底するとともに、資源物や粗大ごみ、燃やせないごみを効率的に処理し、再資源化を推進します。

不燃物最終処分場の破砕機等の設備を更新改修するなど、施設の機能の維持を図ります。

エ 消防防災体制の整備

消防署や消防団に配備している消防機械器具の計画的な整備を行うとともに、消火栓や防火水槽などの消防水利施設の確保に努めます。

消防機庫の適正配置や防災拠点施設として機能の充実を図り、機動力の高い消防団を目指します。

消防団については、団員の高齢化への対応や昼間の団員確保対策を促進するとともに、組織改革を進めていきます。

防災行政無線は、災害防止や災害時の緊急連絡等、重要な情報提供手段であることから、アナログからデジタル対応へ向けた改修整備を行います。

大雨等により、土砂災害発生の危険が高まった場合等に、住民の自主的な避難や危険回避行動を支援し、被害を最小限とするため、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した場合、速やかに土砂災害ハザードマップの整備を行います。

オ 住宅

公営住宅については、住宅需要を考慮しながら、計画的な市営住宅の供給に努めます。

空き家情報バンク制度の充実を図り、空き家住宅の有効活用に努めます。

地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により進めます。

移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う「コンシェルジュ」の設置を地域や民間との連携により進めます。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
	簡易水道	配水管改良事業	周南市	
		浄水場施設整備事業	周南市	
(2) 下水処理施設				
	公共下水道	特定環境保全公共下水道整備事業	周南市	
	その他	合併処理浄化槽整備推進事業	周南市	
(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分施設整備事業	周南市	
(4) 消防施設				
		消防救急無線デジタル化事業	周南市	
		消防施設整備事業	周南市	
		消防車両等整備事業	周南市	
(6) 過疎地域自立促進特別事業				
		土砂災害ハザードマップ整備事業 県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を対象とする土砂災害ハザードマップを整備	周南市	
(7) その他				
		防災行政用無線デジタル化事業	周南市	
		住宅支援事業 空き家の有効活用、定住促進による地域活性化及び住替えによる住環境の改善を図るため、空き家情報バンクの利用を促進	周南市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本地域の高齢化率は、40.2%（平成22年4月1日現在）で、一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

公的な福祉サービスだけでは対応できない多様化した生活課題があり、住民が相互に助け合うシステムや環境づくりが必要です。

本地域には、市が設置した高齢者福祉施設として、「やまなみ荘生活支援ハウス」、「鹿野高齢者生産活動センター」、「鹿野石船温泉憩の家」があります。

イ 児童福祉

本地域では、保育所や子育て支援センター、放課後児童クラブなどの保育サービスを提供しています。

家庭や社会の要請に対応するため、地域の実情を踏まえながら、保育所と幼稚園の連携強化を進めていく必要があります。

ウ 障害者福祉

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者に対する地域の支援体制の整備、就労支援やサービス提供体制の確保が課題となっています。

障害者の自立や社会参加の促進のため「情報のバリアフリー化」が求められています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

(ア) 高齢者を地域で支える体制づくり

高齢者の保健福祉については、「老人保健福祉計画」により、「総合的な介護予防の推進」として、生活習慣病予防や介護予防を連続的に切れ目なく、かつ総合的に実施していけるよう、関係機関や団体等と連携を図り、体制づくりを推進していきます。

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるよう総合的な相談体制を充実します。

地域住民、ボランティア、社会福祉協議会等の民間団体や行政が一体となって、高齢者を地域の中で支え合う体制づくりを推進していきます。

高齢者福祉施設の利便性の向上や安心・安全を確保するため、必要に応じた施設改修や整備を行います。

(イ) 生涯現役社会づくりの推進

活力と潤いのある長寿社会の実現を図るため、実践的な社会貢献活動や「団塊の世代」の活力を地域づくりに活用する取り組みを進めます。

高齢者の豊富な知識や経験、技能など多様な能力が発揮できる環境づくりやリーダーの養成、また、活動意欲を着実に参加へと結びつける情報提供や相談体制を推進していきます。

本地域に密着した医療・保健・福祉の拠点施設である「コアプラザかの」の有効活用に努めます。

イ 児童福祉

(ア) 子育て支援サービスの充実

子育ての喜びや充実感が得られることを積極的に伝え、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、地域住民への周知を図り、子育て支援の気運を高めていきます。

(イ) 保育サービスの充実

保育ニーズや地域の実情を踏まえながら、保育所・幼稚園の連携強化に努めます。

ウ 障害者福祉

地域の理解を得ながら、障害者が本地域で安心して暮らすための支援を行います。

障害者が、自らの能力を発揮し、自らの選択と決定のもとに、社会のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援していきます。

障害者就業・生活支援センターをはじめ関係機関と連携して、障害者の就労を支援していきます。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(1) 高齢者福祉施設				
	その他	石船温泉整備事業	周南市	
(2) 児童福祉施設				
	保育所	保育所整備事業	周南市	

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(7) 過疎地域自立促進特別事業				
	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らし等の高齢者や障害者の緊急事態への対応や 安否確認、各種相談等を行う緊急通報システムの整備		周南市	
(8) その他				
	通所型介護予防事業 要介護の状態となる恐れの高い高齢者の介護予防を目的 とした指導を実施		周南市	
	ふれあいいいきサロン助成事業 生きがいや介護予防を図る目的で開催するサロンの運営 への助成		周南市	
	在宅介護支援センター運営事業 地域包括支援センターの協力機関として、在宅介護等に 関する総合的な相談窓口や生活・介護支援サポーター活 動への支援		周南市	
	高齢者安心・安全推進事業 配食サービス、友愛訪問活動促進事業等の実施		周南市	
	生きがい活動支援通所事業 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、日常動作訓練から 趣味活動(生きがい活動)等のサービスを通所により提供		周南市	
	生活支援ハウス運営事業		周南市	
	鹿野高齢者生産活動センター管理運営事業		周南市	
	石船温泉憩の家管理運営事業		周南市	
	老人クラブ助成事業 生涯現役社会の実現に向けた諸活動に対する助成		周南市	
	地域子育て支援拠点事業 鹿野保育園子育て支援センターの運営		周南市	
	鹿野保育園運営事業		周南市	
	保育充実事業 障害児保育、一時預かり等の実施		周南市	
	児童クラブ事業 昼間、仕事などで保護者が家庭にいない児童の健全育成 を図るため、児童クラブで学童保育を実施		周南市	
	福祉タクシー助成事業		周南市	
	通所就労施設利用者就労支援給付金支給事業 通所就労施設利用者に対し、就労支援給付金を支給する ことにより、就労意欲の向上と社会復帰を促進		周南市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本地域の診療施設は、公的医療機関である国民健康保険鹿野診療所（診療科目3科、医師数1人）と民間病院1箇所（診療科目6科、病床数110床、医師数11人）及び民間歯科医院1箇所があります。

鹿野診療所では、診察、健康診断、健康相談、療養指導及び往診を行いながら、関係医療機関との連携を図り、地域に密着した医療を提供しています。

診療所内の訪問看護ステーションでは、自宅で闘病、療養をしている人を訪問し、健康状態の観察と助言や日常生活の介助など、在宅生活を支援しています。

救急医療については、鹿野診療所と救急病院の認定を受けている地域の民間病院で対応するとともに、休日夜間急病診療所、周南地域休日・夜間こども急病センター（周南こどもQQ）での初期救急と、入院等が伴う場合には病院群輪番制病院による二次救急体制を整備しています。

地域住民に対して、保健・医療・福祉の一体的な推進を図るため、本地域の社会資源を活かした包括的な取り組みが必要となっています。

(2) その対策

「コアプラザかの」を拠点として、保健師等による健康教育、健康相談、保健指導などを推進することにより、生活習慣病予防など地域の課題に積極的に取り組み、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。

鹿野診療所の医療体制、診療機器整備を図り、本地域の民間病院との機能分化と連携を深めて、疾病の予防から、診断、治療、リハビリテーションまでの一貫した総合サービスの供給体制づくりを推進します。

医療機関と訪問看護ステーション等の連携を深めて、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活が送れるよう支援します。

保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢化の進行や人口減少など環境変化に即応した在宅医療の体制を構築します。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保				
	(1) 診療施設			
	診療所	診療機器整備	周南市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業			
		国民健康保険診療施設体制維持事業 地域医療体制を整備し、地域内で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進	周南市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

平成22年5月1日現在の学校教育施設は、小学校1校、中学校1校、県立高等学校分校（普通科）1校があります。

義務教育の現状は、鹿野小学校7学級130人、鹿野中学校4学級73人となっています。（平成22年5月1日現在）

これからの社会を生きる子どもたちには、基礎的な知識・技能や思考力、創造力など知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むための教育が求められています。

教職員住宅の老朽化が激しく、空き家状態となっている住宅もあることから、転用を含め、今後の方向性を検討する必要があります。

イ 幼児教育

幼児教育施設として、市立鹿野幼稚園が1園あり、2年保育を行っています。園児数は、平成2年度には100人を数えましたが、少子化の影響とともに、保護者の共働き世帯の増加や生活スタイルの多様化など、保育所への需要が高まったことから、平成17年度には30人、平成21年度は16人と、大幅に減少しています。

昭和45年に建設した園舎は、施設や設備が老朽化しており、改築を含め、幼稚園と保育所の連携強化に向けた検討が必要となっています。

ウ 生涯学習

地域住民の生活スタイルの多様化とともに、個々の学習意欲は高まっており、ライフスタイルに沿った学習機会の提供や、個性・能力を伸ばし「生きがいに満ち充実した人生」を送るための、条件整備が重要となっています。

地域活動の拠点施設として整備した「コアプラザかの」を中心に、文化活動をはじめとする各種サークル・団体の活動など、生涯学習を推進しています。

鹿野図書館は、地域の生涯学習、情報収集機能の拠点として、多くの人々が利用しています。蔵書や資料の充実、情報化社会に対応した設備改善を図っていますが、多様化する利用者のニーズに応じて、蔵書の充実や設備改善に努めていく必要があります。

エ スポーツ

本地域の社会体育施設としては、鹿野総合体育館、鹿野プール、鹿野庭球場、夜間照明グラウンドなどを整備しています。

学校体育施設を一般開放するとともに、鹿野山村広場やふれあい広場（屋内多目的広場）をスポーツ活動に利用しています。

小・中学校の体育の授業にも使用している鹿野プールは老朽化が進み、また整備後19年が経過した鹿野庭球場はコートの変質が進んでいます。

(2) その対策

ア 学校教育

児童生徒がより良い環境で充実した教育が受けられるよう、教材教具の確保はもとより、施設・設備の改善・改修に努めます。

環境教育に繋がる自然エネルギーを活用した設備等の導入について、費用対効果を踏まえた検討を進めます。

国際化・情報化に対応する教育環境の確保に向け、一層の充実を図ります。

イ 幼児教育

幼稚園については、幼児期における将来の人間形成の基礎を育む教育の場としての必要性を踏まえつつ、施設の改修や幼稚園と保育所の一体化に向けた具体策についての検討や方向付けを行います。

ウ 生涯学習

「コアプラザかの」や鹿野図書館を拠点として、社会教育関係団体や学習グループのみならず、行政機関、農林生産団体、商工業団体、福祉団体等との連携のもとに、生涯学習推進体制を強化し、地域づくりを実践します。

住民一人ひとりが日常生活のなかで、自主的に文化活動に親しみ、心豊かで生きがいのある生活が送れるよう、住民のニーズに応じた学習課題を設定した講座、教室の開催や情報の提供等により生涯学習への動機付けを図ります。

各種団体や文化活動グループの育成及び、活動に対する支援や助成を行うとともに、生涯学習推進のための指導者の育成を図ります。

鹿野図書館については、蔵書の充実と情報化社会に向けたネットワークづくりを進め、生涯学習、情報収集の拠点としての整備に努めます。

エ スポーツ

屋内スポーツの拠点施設である鹿野総合体育館は、設備の充実と維持管理費の節減に向けた自然エネルギーの活用について検討します。

鹿野プールについては、老朽化による漏水や、プール用水の水道水利用への更新など、改築に向けた検討を進めます。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興				
(5) その他				
		鹿野小・中学校運営事業	周南市	
		充実した学校生活サポート事業 児童生徒のより充実した学校生活を支援するため、情操教育の推進や特色ある学校づくり等を支援	周南市	
		英語教育支援事業 英語教育の充実や国際理解教育の進展を図るため、英語指導助手を小中学校に派遣	周南市	
		生活指導推進事業 介助が必要な児童生徒のいる特別支援学級に介助員を配置、及び補助が必要な児童生徒のいる特別支援学級・普通学級に生活指導員を配置	周南市	
		鹿野幼稚園運営事業	周南市	
		コアプラザかの管理運営事業	周南市	
		公民館管理運営事業	周南市	
		鹿野図書館管理運営事業	周南市	
		鹿野図書館資料購入事業	周南市	
		図書館システム管理運営事業 インターネットによる蔵書検索・予約等のサービス提供	周南市	
		鹿野総合体育館管理事業	周南市	
		鹿野山村交流広場管理運営事業	周南市	

8 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

ア 文化財等の保存と伝承

本地域には、県指定3件、市指定4件の指定文化財があります。これらの文化財を後世へ伝承するためには、文化財に対する理解を深めるとともに、調査研究や保存対策、啓発活動を推進する必要があります。

地域で伝承されている伝統芸能を保存する団体は、小河内神楽など4団体がありますが、社会環境の急激な変化による後継者不足から、長い歴史の中で育まれてきた伝統芸能が失われつつあります。

郷土芸能については、各地区の若年層の流出や高齢化等の影響から、その継承が難しくなっており、地域ぐるみでの後継者の育成やリーダーの養成が必要となっています。

イ 文化活動の推進

生活水準の向上、自由時間の増大等、価値観の多様化を背景に、住民の意識は、心の豊かさや精神的安らぎを求める方向へと変化し、文化活動に対する関心が高まっています。

生涯学習の観点から住民が身近な文化活動に親しめるよう、文化、教養、趣味などの各種講座や学級が開催されています。

住民のニーズに対応した文化活動を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 文化財等の保存と伝承

文化財については、周南市文化財審議会や各関係機関と連携のもと、文化財の実態調査や新たな資源の掘り起こし、保存・保管のための研究に努め、後世へと継承していきます。

郷土芸能や伝統的な地域文化・風俗習慣などの地域文化の継承については、関係団体の育成や地域ぐるみの活動に繋がる対策に努めます。

イ 文化活動の推進

住民一人ひとりが日常生活のなかで、自主的に文化活動に親しみ、心豊かで生きがいのある生活が送れるよう、住民のニーズに応じた講座、教室の開催や情報の提供を図ります。

住民の自主的・積極的な文化活動を促進するため、各種団体や文化活動グループの育成及びその活動に対する支援を行います。

地域の歴史や伝統文化を、観光資源としても広く活用し、次代に継承します。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の振興等				
(3) その他				
		鹿野民俗資料展示室運営事業	周南市	
		郷土芸能保存事業 鹿野さんさ保存会、小河内神楽保存会、堤区宿入奴保存会、鹿野網代保存会が加盟する周南市伝統芸能保存協会の活動への助成	補助 団体	
		(再掲) コアプラザかの管理運営事業	周南市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域は、45集落で構成されており、本町集落を中心として、大潮、渋川、仁保津及び金峰地区と大きく5つの基本集落に分かれています。各集落の現状は、平成21年時点で、全45集落のうち、半数以上の23集落が小規模・高齢化集落となっています。小規模・高齢化集落は、本地域の周辺部に多く存在しており、これらの集落では、農業等の生産活動が低下するだけでなく、集落の清掃や草刈などの共同作業が、地域住民だけでは困難な状況も出てきています。これらの集落では、後継者をはじめ、市内都市部などの近隣に居住する出身者によって、最低限の維持管理が行われているものの、今後、耕作放棄地や空き家の増加による集落環境の悪化が懸念されます。

(2) その対策

ア 持続可能な地域の運営体制づくり

小規模・高齢化集落が増加する中、一定の規模や機能を有し、住民の意識の共有が図れる枠組みで、相互に絆を深めながら集落を超えて、地域を支え合える体制づくりを進めます。

体制づくりにあたっては、地域の課題を地域で解決するために、その体制を支える個人、団体がそれぞれの役割に応じて力が発揮され、市や関係機関との連携により総合的な活動ができるよう地区コミュニティ組織等の再生・強化を図ります。

こうした組織づくりを進める目的を明確にするため、地域の現状を見つめ直す活動を通じて、地域のあるべき将来像を描き出し、その実現に向けた行動計画「地域の夢プラン」づくりを推進します。

「地域の夢プラン」づくりを進めるにあたって、地域住民だけでは困難な場合もあることから、その話し合い活動を手助けする「集落支援員」等の人材を派遣するなど地域の実情に応じて、きめ細かく支援します。

「地域の夢プラン」の実現を目指して頑張る地域を、山口県や関係機関等との連携により支援するとともに、資金面だけでなく「地域おこし協力隊」など地域の活動を支援する人材を派遣するなど、地域の夢の実現を支援します。

イ 集落の担い手の確保

地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起こしや移住者が円滑に地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により、推進していきます。

移住に関するきめ細かな相談対応や地域の橋渡し役を担う「コンシェルジュ」

の設置を地域や民間との連携により進めます。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備				
(2) 過疎地域自立促進特別事業				
		“いのち育む里”創発事業 地域の夢プラン策定・実現支援・好循環創出支援	周南市	
		中山間地域重点プロジェクト推進事業 地域の夢プランに掲げられた地域の活性化のための施設 整備経費に対する補助	周南市	
		地域おこし協力隊員等設置事業 地域の維持や活性化を図る業務に従事する人材の配置	周南市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本地域は、人々のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、新鮮で安全な農林産物、日本の原風景とも言える美しく素朴な景観、地域固有の歴史や伝統文化など、都市地域には無い価値を有し、様々な恵みをもたらしています。

この豊かな地域資源を最大限に活用して、地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛情を持って、住み続けられる地域社会を目指した取り組みを行い、地域の自立を促進することが求められています。

(2) その対策

公共施設的环境負荷の低減や自然との共生を考慮し、太陽光などの自然エネルギーを利用する設備等を計画的に整備します。

地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、基金の積立等による財源確保を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項				
	(1) 太陽光発電施設			
		太陽光発電設備整備事業	周南市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業			
		基金積立 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための基金積立	周南市	
	(3) その他			
		地籍調査事業 土地の所有及び所在、地目、地籍とその境界の明確化を図るための調査の実施	周南市	

用語の説明（50音順）

空き家情報バンク制度（12頁）

空き家（空き家となる予定のものも含む。）に関する情報をバンクに登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行い、空き家を有効に活用する制度

アセットマネジメント（22頁）

資産（アセット）を効率よく運用管理することをいう。主として金融資産など安全で効率的に運用する概念として使用されるが、近年、道路や橋梁、下水道などの公共インフラの老朽化による維持管理が大きな課題となっており、国や地方自治体としてこうした資産を効率よく管理し、維持・補修・新築していくための概念としても導入されている。

エコファーマー（15頁）

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料の低減、化学合成農薬の低減について「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画」を山口県知事に提出し、認定を受けた農業者をいう。

カーボンオフセット（10頁）

日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量を削減するとともに、どうしても排出される温室効果ガスについては何か別の手段を用いて相殺しようという考え方。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資する方法がある。

義務的経費（6頁）

歳出のうち支出が義務付けられ、任意に節減できないものをいい、人件費、扶助費、公債費がこれに該当する。

グリーンツーリズム（12頁）

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、食べ物、そこに住む人との交流等を通じて余暇活動を楽しむ体験型の観光をいう。

CATV〔ケーブルテレビ〕（12頁）

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。

コンシェルジュ（11頁）

ホテルでの宿泊客への切符や旅行の手配などの要望・案内の対応、劇場での総合相談、案内の対応などの役割を担うスタッフのことをいう。転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人として使われる。ここでは、移住に関する相談・情報紹介等を行う人という意味である。

財政力指数（6頁）

地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が高いほど地方税収入などが多く裕福だといえる。1を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となる。

三位一体改革（6頁）

国と地方を通じた税財政改革をいう。「国庫補助負担金の改革」、「地方交付税の改革」及び「税源移譲を含む税配分の見直し」の三つを一体的に行い、税や財政面での地方分権を進めようとするもの

集落支援員（33頁）

人口減少や高齢化が深刻な集落の巡回や住民との対話による現状把握等を実施する。集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いをコーディネートするなど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進する。

地域の事情に詳しい身近な人材で、話し合い活動を促進するノウハウや知見を有することが必要。

障害者就業・生活支援センター（26頁）

障害者の就職を支援するのに、雇用主の意向、職場の環境等の就業面における支援に合わせて、日常生活・地域生活等の生活面における支援を行う。雇用（ハローワーク、雇用主等）、保健福祉（病院、福祉事務所等）、教育（総合支援学校等）等の関係機関の連携に拠点としての役割を担う。

地域おこし協力隊（33頁）

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、中山間地域での生活や地域社会へ貢献することを希望する意欲ある都市住民（若者等）のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていく取り組み。

地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援など各種の地域協力活動に従事してもらう。

中山間地域等直接支払制度（10頁）

環境保全機能や水源かん養機能等の多面的機能を持つ中山間地域等を維持するため、農地を保全し、その機能を確保していく活動に対して交付金を支払う制度

特定環境保全公共下水道事業（7頁）

都市計画区域外にあっても農村や漁村の大きな集落、温泉地、観光地などにおける生活環境改善、河川、湖沼などの水質汚濁を防ぐ目的として下水道整備ができるようにしたもので、公共下水道と同じく主として市町村が管理する下水道で、終末処理場を有する単独の特定環境保全公共下水道と、下水管渠のみ整備し、都道府県が整備した流域下水道幹線に接続し、広域市町村の下水を一括的に処理する流域関連特定環境保全公共下水道がある。

特定重要港湾（2頁）

日本の重要港湾に指定された港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾のこと。東京港、横浜港、大阪港など全国で23港が指定されている。

認定農業者制度（15頁）

経営の改善を図ろうとする農業者が経営規模や生産や経営の合理化などに関する目標を定めた「農業経営改善計画」を市に提出し、計画が認定された農業者を「認定農業者」という。認定農業者になることにより、国などの支援策が重点的に行われる。

農地・水・環境保全向上対策事業（10頁）

地域ぐるみで農地や農業用水路などの農村地域の環境を守る活動と、農業者ぐるみで環境負荷を大幅に低減する営農活動に対して交付金を支払う事業

バイオマス（9頁）

再生可能な生物由来の有機物資源で、化石資源を除いたもので、種類は次のとおり

- ・廃棄物系バイオマス：家畜排泄物、食品系廃棄物、剪定枝、草木、下水汚泥、し尿汚泥等
- ・未利用バイオマス：稲わら、もみ殻、林地残材（間伐材、被害木等）等
- ・資源作物：さとうきびやとうもろこしなどの糖質系作物、菜類等

ブロードバンド（12頁）

「広い帯域」という意味で、従来の接続方式であるナローバンド(狭い帯域)とは異なる新しいインターネット接続方式です。ナローバンドで使用されるアナログ電話回線(モデム)やISDN(デジタル)回線ではなく、ADSL回線や光ファイバー(FTTTH)などを使用したインターネット接続のこと

6次産業化（16頁）

農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。